

Title	生活研究の発生：イーデンの貧民の状態について
Sub Title	Birth of the life-study methods : Eden's The state of the poor
Author	中鉢, 正美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.10 (1948. 10) ,p.607(53)- 618(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19481001-0053
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481001-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び「價值法則と社會主義社會の問題」に寄せて

受ける。たゞ資本制經濟に於ては無数の孤立せる傾向の集合として、事後調整的、盲目的に、即ち所謂「價值法則の作用によつて」景氣變動・恐慌・生産諸力の崩壊という過程を通じて貫徹して来た經濟法則は社會主義社會に於ては、人間の認識と意志とを通じ、社會主義國家の手を通じて、恐慌や景氣變動という過程を経ずして、當該社會の内的・外的環境に依つて制約された經濟法則という形で現はれる。この點は本誌一、二月合併號所載拙稿「價值法則と社會主義社會の問題」に寄せて「八六頁以下にやゝ詳細に述べたから、以下省略する本稿では

「ソヴィエト同盟に於ては國家的國民經濟計畫が經濟の發達を決定し、指導するものである。共產黨の政策の徹底的實踐の上のみ、又國民經濟の計畫的運營の上のみ社會主義社會は形成され、又ソヴィエト國家の經濟的獨立性も保障される。……ソ同盟の社會主義計畫經濟は、數萬の企業を管理し、數千萬の労働者の労働を結合する。斯様な巨人的經濟有機體が恐慌なくして發展せんがためには生産が社會的需要と合致し、生産手段も社會の必要に應じて發展せしめられるという場合に限り、はじめて可能である。……」(「スターリン五ヶ年計畫」一九四六年ゴスプラン出版部、一四頁)。

四

五二 (六〇六)

さて以上の如く、人間の認識と意志とに依つて運營される社會主義經濟に於て、經濟學が前に述べた如く、非常に重要性を帯びる様に成るのは當然である。そしてこの「社會主義の經濟學」の問題に就て概括的理論的展望を最初に與へたものとしては、一九三八年九月、プラヴダ紙に十一回に亘つて連載され同年出版された「黨史小教程」中のスターリン執筆の第四章第二節「辯證法的・史的唯物論であり、そしてその中でスターリンが使つた言葉 The perfect concurrence between productivity power and productive relations in the Soviet Society」(ソヴィエト社會に於ける生産諸力と生産諸關係との完全なる適應)に關して、オストロヴィツァノフ(「經濟の諸問題」一九四〇年第三號)、ベレストネフ(「經濟の諸問題」一九四〇年五・六合併號)、ドヴォルキン(「マルクス主義の旗の下に」一九四〇年第六號)、ガトフスキー(「經濟の諸問題」第七號)等をはじめとして論議が展開せられ、戦時下の實踐的試練を経て、總結的結論として、レオンチェフ等の論文(「マルクス主義の旗の下に」一九四三年第七・八合併號)に至つたものと考へられる。しかしながら不幸にして筆者はこの間の理論的推移を詳細に研究し、發表するに充分な完全な資料を手に入れるに至つていないため、詳細は次の機会に於て、論じ度いと思つてゐる。

資料

生活研究の發生

——イデーデンの貧民の状態について——

中 鉢 正 美

「生活」と云ふ言葉には一般に様々の内容が含まれて居る。最も具體的には、夫は吾々各人が日々繰返して居る在りのまゝの生活體驗の總體を意味するであらうし、又やゝ抽象的には例へば政治生活、經濟生活、文化生活等々と云ふ様に、各個人又は各家庭が夫等のある一定の性格に於て寄り集り、一定の集團生活を營む事に依つて發生する生活の形を意味する場合もあらう。然し今此處では採り擧げようとして居る生活の意味は、最も具體的な各個人又は各家庭に日常繰返し行はれて居る生活の總體を指すものである。かゝる生活は唯夫丈に止つて居る限り其處に一般的な問題性の意識を生ずるものでは無いが、夫が何等かの性質に於て吾々の社會生活上に起りつゝある諸問題のあるものと密接な關係に在る事を意識さ

イデーデンの貧民の状態について

五三 (六〇七)

れるに至るや、日常生活の此の性質は始めて公共の問題として自覺されるに至る。勿論此の場合生活問題としてよりは、むしろ一個の社會問題として夫が採り擧げられるであろう事は容易に考へられる。生活問題は、かゝる社會問題がその社會を構成する人々の日常生活に結びついて居る部分丈を採り擧げる場合に判然と意識され、従つて問題意識の發生過程としては社會問題は生活問題に先行すると云へよう。勿論その社會問題夫自身は多分に各人の日常生活を通じて意識されるであらうが、而も夫はあく迄社會生活の問題としてのみ意識され、夫が本質的には各人の日常生活の諸性質の内に原因を潜ませて居るのだと云う自覺は未だ表面に現れては來ないのである。然し問題意識としては生活問題と社會問題とが分離し

て居ない場合にも、現實に問題の生起し来る場所が兩者に跨つて居る以上、かゝる問題の實狀とをその由つて来る所とを明確にしようとする諸研究者が、日常生活の分析に迄及ばざるを得なくなるのは當然であらう。かくて吾々が生活問題研究の發生過程を探らうとすれば、夫は當然社會問題の初期の研究者達が残した諸著作の内に求められなければなるまい。彼等の採り擧げた社會問題は、主として中世末から近世初頭へかけての貧民の生活が、上流階級の社會生活に及ぼす影響に就てであつた。但し此の場合貧民の生活は、未だ研究者達自身の生活と完全に等質的なものとして把握されて居たとは云ひ得ないであつて、眞に生活一般と云う觀念、従つて其處に又一般的社會問題の一原因が潜んで居ると云う意識の生ずる爲には、社會の特異的存在としての貧民の概念から、近世社會の本質的特性を形造る労働大衆としての概念に迄の發展が必要である。此處に至つて始めて、近世資本主義社會の本質的な一問題たる労働者生活の研究が意識的に採り擧げられる譯であらう。

中世的農村社會が支配的であつた時代に在つては、此の貧民問題も充分には意識されなかつた如くである。之は當時の農村社會には中世農民的な貧窮生活は存在して

も所謂貧民、即ち特定の生業を持たぬ貧窮者の存在は未だ問題とするに足りなかつた故であらう。彼等は労働能力を持つ限り失業と云ふ事は在り得ず又許されもしなかつたであらうし、業に従つて居る限りは自給自足農村的な相互扶助が在つたと考へられる。勿論労働不能の貧民や相互扶助では解決し得ぬ貧窮が全然存在しなかつた譯では無く、之等に對する救助の擔當者は主として當時の宗教的諸機關中、比較的勢力のあつた大寺院、僧院等だつたのである。此の狀態は一四世紀を通ずる中世都市の發達と農業機構の根本的變化とにつれて、次第にその相互扶助的統一を亡ぶに至る。土地を離れて浮浪し、あるひは都市に蟬集する貧民達に對して、本來組織的な救貧主體に非ざる之等宗教的諸機關が充分な役割を果し得ないのは當然である。寺院、僧院、救治院、ギルド及び個人的慈善等々はいづれも秩序ある救貧事業の第一要件たる結合、集註、組織を缺いて居た。ラツケンからの指摘する如く、各々の救治院、各々の僧院は單にその地方の人々へのみ施與したに止まらず、唯施與にあづからんとせる全ての未知の者にも、夫等の者に對し何等取締る力を有せずして之に施してゐたのである。(註二)かくて職業的乞食は防止し難く、然も眞の貧窮者には充分の救

助を與へ得なかつたと云ふのが中世に於ける貧民問題の實狀であつた様である。

此處に當時の生活研究の動機を推定する事が出来よう。救済す可き對象を明確にする爲には彼等の生活を調査する必要があると論じたゾイヴスの如きは此の例と思はれる。一五三二年に彼は貧困者を分類して(一)救治院及び養育院に收容されて居る者、(二)宿なし乞食、(三)自宅に住む正直な内氣な貧民とし、之等に就て充分精密な人口調査と戸別調査とを行つた上、働き得る者には職を強制し、働き得ぬ者のみ救助する様にす可きだと主張して居る。

(註二)此此の主張はやがてフランドルのイブル市に於ける改革策に依つて實現の途につく譯であるが、此處に注意す可きはかゝる試みが暗黙の内に中世的な經濟條件、即ち自給自足的な完全雇傭を豫定する市に依つて始めて成立するものである點であらう。然るに都市の發達夫自身が此の様な條件を次第に變化せしめざるを得なくなるにつれて、救貧問題の困難さは益々識者の注目する所となる。之は權力主體が都市から更に大きな國民的自治體に擴充され行く場合、例へば英國に於ける救食法の變遷の如き形となつて吾々の目に映するであらう。夫と共に此の間中世商業都市は次第に近世産業都市に變貌し、生

長するブルジョアは授産所の意味を異る觀點より解釋するに至つた。「一七世紀後半に於ける幾多の論者は、一定部門の工業に貧民を使傭し、國産の獎勵に依り輸出額を大ならしめ、輸入を抑制して國富の増加を圖らん」とする。(註三)之は一面貧民利用に依る勞賃の引下げを齎すものであると共に、他面彼等貧民をして近世的労働者階級の形成者たらしむ可く練へ直したものであるとも考へられよう。ウヤリアム・ペテイが「織元その他多數の貧民を傭ふ人々の云ふところによると、穀物が非常に豊富な年には貧乏人の労働は比較的が高く、彼等を得ることとは容易でない」(註四)と書いて居るのに對し、アダム・スミスが之は少數の労働者には認められるとしても一般的に認める事は出来ると述べて居る事は、此の間の消息を物語るものではあるまいか。豊作にして生活容易ならば労働者は獨立して自己の生計を立てようとするに反し、傭主は賃金基金の増加と増産への欲求の爲労働力を需める事大となつて労働價格はむしろ増大するとす彼の説は、ペテイの時代に生存の最底欲求の満足さへ得れば敢て夫以上の労働を希はなかつた貧民が、既に生活の向上を求めてその労働機會を無限に擴大せんと意欲する近世的労働者として把握されて居る事を示すものであら

う。(注五)然し夫は同時に經濟狀態の變化に依つてある
ひは獨立小生産者となりあるひは日雇職人となる小市民
であつて、未だ一個の判然たる社會階級としての労働大
衆に迄は至つて居らないのである。

註一、野村兼太郎教授譯・アッシュレイ著・英國經濟史及學
說・四三四頁

二、アッシュレイ・前掲書・四六三頁

三、高橋誠一郎教授著・改訂重商主義經濟學說研究・七〇
四頁

四、大内兵衛氏・譯・アッシュレイ政治算術・二二一頁

五、Adam Smith: An Inquiry into the Nature and
Causes of the Wealth of Nations, Rep. from the
6th Ed., 1925, pp. 84-86.

近世初頭は經濟的にはブルジョア市民社會形成の過程
であると共に、政治的には又中世的生活領域に比して更
に廣い範圍を持つたかゝる市民的生活に基盤を置く近代
國家社會形成の過程でもある。貧民救濟の歴史も亦、地
方自治體に發生した救貧事業と、之を統一國家形成の一
要因たらしめようとする絶対王制の立法とをめぐつて展
開されると見る事も出来よう。

百姓一揆、バラ戦争及び圍込の開始等は、英國に於け
る貧民増大の重要な原因となつた。而して之等は又英國
各都市の近代化と、同時にチュードル王朝の確立との爲
の前提でもあつた譯である。歴代の國王が望んだものは
王冠と中央政府との權威の増大であり、その爲一方に國
内の治安を亂る浮浪人を嚴重に取締ると共に、他方一五
世紀を通じて強大となつた自治市の力を弱める可くあら
ゆる手段を構じたのである。領主裁判所や地方政治の機
構としての教區やが問題とされたのは、かゝる目的に依
るものであつた之がその後有名なエリザベス第四三年法
に於て極點に達し、更に近代に於ける救貧法の基礎とも
なつて、教區に貧困救濟の義務を課する諸法律の永い連
鎖となつた譯である。此の點ロジャースの指摘せる如
く、救貧法はその起源に於ては純粹に警察規定を内容
とし、必要にせまられて不可避的な場合にのみ貧困者の
救濟を要求したものであつて、決して始から博愛主義に
依つて指令されたものでは無かつたのである。(註一)
之が一八世紀初頭に至ると次第に其の立法の重點を異
にするに至る。浮浪人に關する舊い觀念は勿論未だ根強
く殘存しては居るが、犯罪や怠惰を懲罰する法令の嚴格
さは遞減し、雇傭を要する人々に之を與へる方途が重視

され始めた。即ち法文が緩和されると共に其の罰則も亦
あまり適用されなくなり、その代りに仕事を要求する全
ての人々に之を見つけてやる事は社會の義務であると云
ふ觀念が現れ、困窮に對する單なる救濟は老幼病者のみ
を扱ふ一定の施設として考へられるに過ぎぬ様になつ
た。當時の急速な商工業の發達が人々をして積極的に貧
民の労働を有利に利用しようとするに至つたので
ある。従つて教區の貧民を收容する救貧院の目的は作業
を行ふ人々の合宿所たる事にあり、之を適當に管理する
ならば利潤を生ずる事は當然と信ぜられて居た。勿論此
の状態は一八世紀後半の様々な變動を過て一九世紀に入
ると、極めて速かに崩壊するに至る。産業革命に依る機
械の發達は、貧民の低賃金に依存する家内手工業を極め
て非能率的なものと化し、又かゝる強制労働が新なる機
械生産工業に於ては決して高く評價出來ない事も認めら
れ始めた。貧民救濟の價値は救貧院で行はれる労働の産
物に依るに非ずして、貧民を一個所に集中する結果とし
て彼等の取締及び扶養費を調節し得る點にある。かくて
救貧法は三度びその意味を變じ、犯罪抑制の義務と放浪
の懲罰とは警察に委ねられ貧民労働の組織化は思ひ止ま
られて、授産所は單なる貧窮保護所たるに止る事となつ

イリデンの貧民の状態について

たのである。(註二)
まことに一八世紀末葉は、英國労働大衆にとつても重
要な質的轉換の時期であつた。速かに變化する此の時代
に於て、當時の所謂レイバリング・プリアが如何なる生
活状態に在るかと言ふ事は終に一個の獨立したテーマと
して識者の心を抱へ始めた。アール・ヤングは一七六
七年の著作に於て農業労働者の生活實相の描寫に力を注
ぎ、(註三)一七九五年にはパーカムの教區長グザイフド
デヴィスが彼の所轄教區及びその附近の労働者家計を蒐
集、發表して居る。(註四)而して當時之等の諸研究中最
も重要と考へられるものは、曾つてマルクスが資本論中
にスミスの門弟中唯すの見る可きものとして引用せる、
(註五)サー・フレデリック・モルトン・イリデンの著作
「貧民の状態」であらう。彼は一七六六年從男爵サー・
ロバート・イリデンの長子として生れ、一八〇九年グロ
ーブ保險會社の事務室に於て急死せる著名の實務家であ
ると同時に、法律學を始め廣範圍にわたつて學殖を有す
る有能な著作者でもあつた。彼がその四折判三卷の大著
作に着手せる動機は、一七九・四五年を通ずる一般物價
の騰貴が労働階級に與へた異常な困難にあつた。然し
研究の進むにつれて次第に此の問題に興味を感じた彼

は、終に之等労働階級に併せて當時の事實上の貧民全般に見出される生活の状態を、更に彼等の過去に於ける諸資料に遡つて明確に書き出さうと試みたのである。此の「貧民の状態、別名ノルマン侵入より現代に至るイングランドに於ける労働階級の歴史」は「特に食事、衣服、薪炭及び居住に關する彼等の家事經濟、及び貧民救済の爲時と共に次々と提起せられ、適用せられた様々の諸計劃を多數の農業商業、及び工業地區に於ける作業場及び投産所の管理、有愛會の状態及び其他の公共施設に關する教區報告」と共に考察し併せて「労働、食料及び其他の諸商品價格を示す比較表及び年代表、スコットランドに於ける貧民の説明及び國家的に重要な諸課題に就ての多數の原文書を含む大附録」と共に、一七九七年ロンドンに於て刊行された。(註六)生活問題に關する研究が、一應近代的な自覺の下に一個の獨立したテーマとして扱はれたのは、恐らく本書を以て始めると云つても大過あるまい。

註一' Eden; The State of the Poor, Abridged and edited by a. G. L. Rogers, 1928, Editor's Introduction, p. 24.
1) Rogers, *ibid.*, p. 36.

III' Arthur Young; *Furner's Letters*, 1767 3rd. ed. 1771, esp. L. V. 彼等の A Young の著書
4) General View of the Agriculture of the Economy of Sussex, 1783.
II' David Davies; *The Case of Labourers in Husbandy*, 1795.
V' Karl Marx; *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*, Herausgegeben von Friedrich Engels, Jente Aufl., 1922, Erster Band, Buch I, p. 580.
6' Sir Frederic Morton Eden, Bart.; *The State of the Poor: or, an History of the Labouring Classes in England, from the Conquest to the Present Period*; In which are particularly considered, their Domestic Economy, with respect to Diet, Dress, Fuel, and Habitation; And the various Plans which, from time to time, have been proposed, and adopted for the Relief of the Poor: together with Parochial Reports, Relative to the Administration of Work-houses, and Houses of Industry; the State of Friendly Societies; and other Public Institutions, in several Agricultural Commercial, and Manufacturing Districts. With a Large Appendix; containing a comparative and chronological

Table of the Prices of Labour, of Provisions, and of other Commodities; an Account of the Poor in Scotland; and many original Documents on Subjects of National Importance. In Three Volumes, 1797.

三

僅か三年の間に企劃され、編纂され、出版された此の大著作の第一巻は、ノルマン侵入より一八世紀末葉に至るイングランドの貧民に就ての歴史的叙述、及び當時の貧民扶養に關する國家的諸施設、殊にイングランドに於ける救貧法とその諸改正の問題に併せて、大英帝國一般に於ける労働階級の食事、衣服、薪炭及び居住友愛會の状態等を論じた全體の總論的部分である。イーデンの論旨は先ず救貧法の發達過程を歴史的に辿りつゝ次第に貧民扶養に關する問題の所在を明確にし、進んで當時イングランド各州、殊にその南部及び北部諸州の労働者家庭に見出される生活構造の差異を比較する事に依つて慈惠的救貧政策の限界と労働者自身の自覺に依る自助の必要とを力説し、更に當時起りつゝあつたへとイーデンは觀じて居た。友愛會の助長に問題の解決を求めて居る。彼は先ず土地の自然的生産力のみでは吾々の生活には不

イーデンの貧民の状態について

充分であり、その結果吾々は前以て一定の労働を爲した結果に非ざれば着る事、宿る事はもとより喰へる事すらも困難であつて、従つて少くも此の社會の一部分の人々は全體の必要品を供給す可く倦まずたゆまず雇傭されねばならぬ事より説き起す。所謂富裕なる人々が彼等と異なるのは正に彼等のかゝる労働を支配し得る事に依る。従つて「一國の繁榮は本質的にその労働貧民の福祉に依存し、彼等の境遇の様々な特色に注目する事無くしてはその國の住民、産業、軍事力、徳性及び幸福に關する如何なる一般的评价を構成する事も出来ないのは確かである。(註一)イングランドの法律は之迄かゝる人々、更に怠惰にして自ら貧窮に陥れる人々にすらも、適當な糧食を供給す可く社會のより富裕な部分に強制し來つた。然し此の間、彼等の福祉は之等に依つて如何なる影響を受けたか、即ち當時の労働者は彼等の祖先達よりもその労働に就いてより良き報酬を受け、必要品や使益品のより大きな分前に與つて居るであらうか。もし然りとすれば夫は如何なる程度に救貧法の體系や施設に依存すると考へる可きであらうか。之に答へる爲には此の國の歴史に於て、彼等の日常生活の様々な變遷を物語る詳細な諸資料を次第に比較検討して行く以外に道はあるまい。

ノルマン侵入以來暫くの間、封建領主とその家臣達とを除いた國民の大部分は未だ束縛状態にあつた譯であるが、一三五〇年の労働者取締規程は、フランスとの長い戦鬪の間軍隊の盡きるのを補充する必要上多くの莊園を解放した結果にわかに増大せる自由労働者階級を既に認め始めて居る點、注目し得る。此の世紀の末から一五世紀に至る間イングランドの文明は相當の發展を見たが、之に伴つて誘發された此の新たな階級の生長は、やがて當時の立法議會に一つの問題を提出する。當時の諸會で「貧民」と稱せられたのは、「疾病又は老齡に依り労働能力を喪失し、あるひは其他の理由で職を得る事を妨げられて、暮しを立てるのに他人の慈恵に頼らねばならぬ様な自由民を意味するものであつた。」(註二)此の様な言葉は、束縛せられた身分に在る者が彼等の主人に依る扶養を期待し得る状態に在つては用ひられる事は無い。當時の都市に於ける貧窮者の増大は、其處に於て人々は地方の夫よりも自立的なるが故であると考へられる。かくて初期に在つては領主がその莊園内で行つて居た貧窮者救済の務は、やがて一三八八年の法令に依り彼等の原住地區の自治體に轉嫁されるに至つた。普通宗教改革の結果と考へられて居る強制的扶食の體系は、既に此の法令

に於てその概略を見る事が出来る。後年のエリザベス救貧法も、その様な獨想的追加部分にも拘らず、本質的には當時の體系の發展以上の何物でも無いであらう。宗教改革に依る僧院の開放は、夫迄兎も角も貧民救済の任に當つて居た一施設を消滅させると同時に生活能力乏しき僧侶達自身の貧窮化すら惹き起す結果となつた。勿論之等宗教的諸機關の救貧事業が充分の實質的效力を發揮せるものとは考へられぬが、而もその改革途上に隨伴せる諸弊害は、當時の議會に新たな救貧立法への刺戟を與へざるを得ない。相次ぐ施策の經驗はエリザベスの永き治世に於て過去の救貧法を次第に補充、訂正し、終に一六〇一年の集大成が試みられる。之は其後多くの法令に依り繼承されるのであるが、貧民の状態は依然數名の著者に依つて、其の慘憺たる姿を畫き出されて居る。救貧税の額は物價騰貴の爲非常に底いものとなり、夫すらも所に依つては全然賦課せられず、多くの者は缺乏の爲死亡したと云はれる。(註三)而も他面救助が有效な場合には、夫は屢々怠惰を獎勵するものとして非難されるに至つた。かくて王制復古から英國革命の時代へかけて、貧民受産の問題は當時の新興市民階級の有力者達に依り、論議の的とされ始めたのである。革命以後の時代に

關するインデンの記述は、チャールズ・ダウエナントを始とする之等の人々の諸説の論評にその主力を注いで居る。(註四)

當時の救貧制度に對する彼の意見は、先ず個人的慈恵に對する法的扶養の優越性の主張から始まる。貧民扶養の爲に國家的制度を必要とする理由は、労働者達に職を亡はしめる如き不可避的な諸々の災厄は如何なる時代にも存在し、彼の労働力以外に頼るもの無き人々は此の間他人の助力に頼らねば生活を立てる事は出来ず、而もが貧るゝ民に糊口の資を與へると云ふ富者の責任は市民社會に於ては全く自然のものである等が擧げられよう。問題は唯貧民を法律的正義の下に扶養す可きか、又は彼等を無制限な個別的慈恵に委ねたまゝに置く可きかに在る。後者は勤勉にして慈悲心ある者の負擔に於て怠惰者や不分別者を保護するのみならず、之等厚かましい者共の爲に眞に救済の必要な無害な貧民達を犠牲にする結果ともならう。然し最も慎重に計劃された前者の施設といへども、夫が本質的には個人の自由への干渉であり、その必然的結果としての個人的責任觀念の消滅が怠惰の誘發に至るであらう事は避け難い。周到な考察の後彼は「貧民に對する強制的扶養の此の施設より期待される善い

事の全てを以てしても、夫から不可避的に創り出される可き害惡の總計よりは遙かに平衡を失するものとなるであらう事、法的規定の確實性は自然的性情に就ての多くの原則を弱め、社會の最も強い靱帶の一つを、夫に比べれば大して必要で無い家事的、社會的義務を行使させる事に依つて破壊するものである事、救貧税が煩雜且つ不均等になるのは免れ難からう事及び莫大な公共基金の分配は、自由裁量の權限を賦與せねばならぬ様な役人に託せねばならぬ前に不公平や費込みを孕む源ともなり兼ねまい事を結論して居る。(註五)その上投産所に於ける貧民の作業は必然的に其の地方の同種産業と競争關係となり、夫が家内手工業に用ひられた場合は當該地方産業を壓迫する結果を來し、近代工業の企てられた場合は貧民労働の低能率と經營の拙劣とより失敗に歸するものが多かつた事も認められる。

かくの如く當時の救貧法の行きづまりを理論的にも又實際的にも指摘せる後、彼は労働貧民の救助は彼等自身の自覺と相互扶助に依る他無い旨を結論する。労働者の収入を増大せしめる事は勿論望ましいが、彼等の最大の不幸は無智、慣習又は偏見のいづれかに起因するその支出の不經濟に存する。之はイングランド南部の都市労働

者と北部の農業労働者との家政の内容を比較する事に依つても證明される。而して之等の事は、もし彼等がその支出に充分の注意を拂ふ場合には、彼等の生活は決してその祖先達よりも悪化しては居ない事をなすものであらう。勿論一七九四―五年を通ずる生活必需品價格の騰貴は今世紀中に比較するものゝ無い程であり、此の爲一般大衆は非常な窮乏に陥つたであらう。然し穀物不作や戦争の時期を以て比較の基準とする事は不當である。而してジョージ三世の現在の治世を通じて労働の需要は不斷に増大し、労働者は雇傭主の基金より相當の分前に與つて居る。唯彼等は夫を彼等の労働の正常な報酬として受取る代りに、弊害多き救済税に依る扶養の形で惠與されたのである。近年の未曾有な救済の擴張は、屢々此の害悪の明白な例證を提供して居る。(註六)救済法の立案者達は、個人の資本は此の國の労働貧民の全てを雇傭するには不十分であり、その爲に公的資本の準備が必要であると想像して居た。然し今や私的資本は増大し、之に伴ふ労働の需要は次第にその價格を引上げようとして居る。而も労働者達は此の騰貴した賃金を彼等の道徳的利益には最も有害な方法で受取つた爲、その生活は何等改善される事は無かつた。彼等は夫を全くの他人に強請せ

る慈悲として受取つたのであつて、彼等自身の勤勉の結果彼等の直接の雇傭主より受取つたのでは無いのである。更に次第に一般化しつつある機械生産の下に於ては、貧民の強制労働は最早高い評價を得難くなりつつある。實に「彼等の受取り得る最良の救済は、彼等自身に由來する所のもので無ければならない。」(註七)かくて始めて與へられた賃金も亦、各人の責任に於て慎重且つ經濟的に消費せられる基礎が確立するであらう。かゝる各人の責任に於て、而も尙個人の力のみでは免れ難い不可避的災厄に具へるものとして、イデーデンは最後に當時起りつゝあつた友愛會の動きに就いて論じて居る。(註八)

「貧民の狀態」の第二卷は、イングランド各州の教區に於ける貧民の狀態に關する諸報告の集積である。第三卷には此の他に二二項目の附録が含まれるが、此の中には租税、賃金及び諸商品價格等の年代的、地域的比較表の多數と共に、一六世紀頃の家計資料が一二含まれて居るのは興味深い。都區報告の蒐集に當つて彼の採用した方法に就いては第一卷の序言に記されてある。之等に關しては後にエルンスト・エンゲルがその主著に稍詳細な引用を行つて居るが、(註九)参考の爲調査に用ひられた質問項目を譯出すれば次の如くである。

九、森戸辰男氏譯・エンゲル・ベルギー労働者家族の生活費・六二―六七頁。

10、Eden; *ibid.*, vol. I, Pr., ii, iv.

四

「各區に於ける、區域と人口。家屋税又は窓税を拂つて居る家の數、但し同居家族を區別する。免税された家屋の數。教區民の職業、夫は農業か商業か又は工業か。工業は何であるか。糧食の價格。労働者の賃金。土地の地代、及び純地代収入に對する地租。宗教の宗派。(十分の一税)タイス。夫は如何に取立てられるか。旗亭又は居酒屋の數。大農か小農か、最も普通の所有權は如何なるものか、主要な耕作契約方法。共有地及び荒蕪地。圍込まれたエイカー數。(もし容易に得られるものなら)その内どの位が最近四〇年間のものが。貧民は如何に扶養されるか、他人に請負はせるのか、授産所に入れるのか、あるひは其他の方法に依るのか、授産所、(もし有りとなれば)その狀態、收容人員、年々の死亡率、食料、設立以來の支出及び利潤。友愛會の數及び狀態。之等の内どの位が州知事に依り確認された規約を持つて居るか。労働者達の通例の食料。労働者家族の一年間の稼ぎと支拂、但し家族員數と年齢とを區別する、及び彼等の消費資の價格と分量。其他雜觀察。(註一〇)

註一、ii, iii, 四、五、六、七、八、Eden; *ibid.*, v, 1,

pp. 1-5, 5, 7, 1441-45, 227-140, 467, 530-534, 537, 530-

632.

イデーデンの貧民の狀態について

イデーデンの著作が發表されてから次の世紀の中葉にル・プレ、デュリクペテイオ、エンゲル等の著作の現れる迄、生活研究と稱し得る様な文献の注目す可きものを見出す事は出来ない。一八五〇年代の此の生活研究勃興がブリュッセルに於て開催せられた第一回國際統計會議を直接の動機とせる事、更に此の會議を指導した人々の裡にイデーデンの思想が重要な影響を及して居た事は、エングル自身の指摘する所である。然し更にかゝる大規模な諸調査の遠因が一八四六年の恐る可き凶作と夫に續く深刻な社會的政治的動搖に在り、之等の事情は且つてイデーデンをしてその調査を決意せしめた所のものとして極めて類似して居ると云ふエングルの意見は最も注目し得る。大衆の窮乏が異常のものであり、その結果何等かの對策を講ずるに非ざれば社會生活一般に好ましからざる影響を來すのでは無いかと云ふ懸念は、此の窮乏の真相をその本來の有在場所たる各家族生活に於て討査すると云ふ困難な仕事を誘發する最も重要な動機である。唯イ

イデンの場合には其處に今一つの要因を想像する事が出来るのではあるまいか。彼の時代は正に英國産業革命がその本来の姿を現出する直前であつたと云つても過言ではあるまい。大英帝國の世界制覇は正に成らんとして未だ成らず、而も舊き救貧法は最早國內問題を解決す可くあまりに無力なる事が認められる。此の舊き社會制度とその政策に對する不信こそは、新なる問題解決の鍵を大衆生活の現場に探らんとする此の迂遠にして勞多き路を人に選ばしめるものであらう。未だ資本主義社會の本質的諸害悪を見る事無く、來る可き時代を殆んど無條件に樂觀せるアダム・スミスと、慈惠的經營社會政策の實行者より終に社會主義的勞働者運動に走らざるを得なかつたロバート・オウエンとの此の中間に、吾々はイデンの歴史的位置を見出すのである。彼は窮極の問題解決を勞働貧民の自律的向上に求めるけれども、夫は既にスミスの如き樂觀的な自由放任論とは異つて居る。而も彼は未だ問題の解決を政治的手段に依る何等かの社會改革に求めようとはしない。救貧法の誤てる制約を除去するならば、勞働者各人の生活態度の改善さへ望まれるなら充分現狀を打開するに足る収入を彼等に與へる丈の産業の發達は既に爲されて居ると云ふイデンの論旨は、エン

ゲルの「ベルギー勞働者家族の生活費」に於ける夫とも一脈相通するものがある。一九世紀末から二〇世紀初頭へかけて三度顯著となる生活研究の興隆に於ても、吾々は屢々以上の諸動機と極めて類似する所のものを見出すのである。

(終)

前號(九月十一號) 目次

論 文

英國經濟の地域的構造……………小島榮次

わが社會保障制度と生活保障體制(下)……………藤村敬三

資 料

生糸恐慌と製糸業勞働者の勞働條件(下)……………金子八郎

書 評

藤井茂著「國際貿易論」……………白石孝

編輯後記

〇いわゆる「近代經濟學」とマルクス經濟學との「握手」が、「封建論争」の再燃とならんで、最近の學界の、また論壇の一つの課題となつて居る。その擔つて居る現實的意義は一應どうあるうとも、「握手しよう」とする、あるいはこの兩者を「握手せよ」とする「試み」は、その究極においては、當然、それぞれの「價值論」において問題をとらえねばならなかつたし、またそうすることをよぎなくされることになるであらう。たとえそれがいかなる誤解のうえに——一方からあるいは双方からの——なされようとも、それぞれの「體系」はそれぞれの「價值論」のうえにそれぞれ「經濟像」を畫き出して居る筈だからである。もちろん、ここでは「價值論」という言葉は、單に價值のあるいは價格の「規定」(Bestimmung)を意味するものとして用いられて居るのではないことは、改めて斷わるまでもないであらう。

〇いづれにせよ、最近の「價值論」への關心の昂まりは、このようないわゆる「近代經濟學」とマルクス經濟學との「握手」——それがいづれの側から提起されて居るにせよ——およびその背後にある現實的課題、ならびに、最近のソヴェート學界における價值論争の意義等々をも含めて、國際的な擴がりをもつて居るのである。それはもはや單なる思辨的な「興味」にもとづくものではない。本號において「價值論」を特標としてとりあげたのは、右のような問題意識からにはかならない。

〇執筆者諸氏の、いろいろの角度からとりあげられた「價值論」についてのこれらの諸論稿が、問題の一層の發展に資することを庶幾うものである。

昭和二十三年九月二十五日印刷 第四十一卷
昭和二十三年十月一日發行 第十號

本號定價 金四拾圓 送料 四圓

編輯者 東京都港区芝三田慶大編輯部内 高村象平
發行所 東京都港区芝三田慶大編輯部内 川口芳太郎
印刷所 東京都港区芝三田慶大編輯部内 圖書印刷株式會社

豫約購讀料 一年分 金五五〇圓(送料共) 半年分 金二八〇圓

〇豫約購讀料は發賣所宛お拂込み下さい。
〇誌代變更の場合は精算決濟致します。
〇編輯に關する用件は發行所へ。
〇營業に關する用件、購讀申込は發賣所へ願ひます。

發行所 東京都港区芝三田二丁目慶應義塾大學經濟學部研究室内 慶應義塾經濟學會
東京都港区芝三田二丁目 日本出版協會會員A-11016
慶應 出版 版 社
日本出版協會會員A-11019